

第 1 章

体罰の禁止及び懲戒について

(P7～14)

- 体罰は懲戒ではありません。
児童生徒の問題行動には、
毅然とした姿勢で指導することが重要ですが、
体罰は決して許されることはありません。
- 児童生徒に対し適切な指導を行うためには、
体罰と懲戒の違いを十分理解することが重要です。
- 体罰を生まないためには、
学校はもとより、
児童生徒、保護者、地域住民などとともに、
体罰を容認しない環境づくりを
進めていくことが大切です。



体罰の禁止

学校における児童生徒への体罰は、法律（学校教育法第11条）により禁止されています。通常、体罰と判断されると考えられる行為には、身体に対する侵害を内容とするものと、肉体的苦痛を与えるようなものがあります。校長及び教員（以下「教員等」）は、いかなる場合も体罰を行ってはならず、違法行為である体罰を行った場合は、以下に示すような責任を負うばかりでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させることになります。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあることから、児童生徒の問題行動に対しても、決して体罰によることなく、学校組織として毅然とした対応と粘り強い指導を行うことが大切です。

体罰に対する教職員への責任

教員等が、児童生徒に対して体罰を加えた場合には、道義的責任のみならず、行政上、刑事上、場合によっては民事上の責任を負うことになります。

○行政上の責任

- ・職務義務違反（地方公務員法第29条）として、免職、停職、減給、戒告の懲戒処分があります。
- ・懲戒処分に該当しない場合でも、服務上の措置（文書訓告、口頭訓告等）が行われるときがあります。

○刑事上の責任

- ・体罰を行ったことにより、傷害罪、暴行罪、監禁罪等の刑事上の責任を問われる場合があります。
- ・禁錮以上の刑（禁錮、懲役、死刑）に処せられた場合、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき職を失い、また教育職員免許法第10条第1項の規定に基づき免許状は効力を失います。

○民事上の責任

- ・職員の任命権者に、国家賠償法による賠償責任が生じ、傷害に対する治療費や慰謝料などの損害賠償責任を負うことがあります。職員に故意又は重大な過失があったときは、本人への求償もあり得ます。

体罰の影響

体罰は、体罰を受けた児童生徒だけでなく、その場にいた児童生徒や保護者、地域住民等にも大きな影響を与え、学校の信用失墜にもつながります。

○児童生徒への影響

- ・心理面 … 不安感や恐怖心などの強いストレス、苦痛を感じる
無力感や倦怠感をもち、自暴自棄になることがある
自制心や正義感、道徳性などの発達が阻害される
- ・学習面 … 知的好奇心や興味・関心を失い、意欲が低下する
課題への取組や作業が遅れ、作品などが完成しない
遅刻や欠席、授業妨害をしたり、学習が遅れたりする
- ・児童生徒同士の人間関係 … 自分より弱い者を従わせようとする
話し合いで解決しようとせず、強い者の意思を優先する
善悪の判断力が鈍り、いやがらせやいじめをする
- ・児童生徒と教員の人間関係 … 過敏に反応し、教師の顔色をうかがった行動をする
教員への不信感を強め、批判的、反抗的になる
恨みから、器物破損や対教師暴力などを起こす

○保護者や地域社会への影響

- … 学校、教職員への不満、不信感、信用失墜を招く
学校の教育活動への理解・参加・協力が得られなくなる

懲戒について

学校教育法第11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」と規定しており、学校教育法施行規則第26条（P5 参照）で懲戒の性格及び要件が定められています。

ここでいう懲戒とは、退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがあります。

懲戒が必要と認められる状況においても、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、それぞれの児童生徒の状況等に応じて、生活や行動等を反省させ、立ち直りを図り、自己指導能力を育成するための手段の一つとして行われることが大切です。

また、懲戒に関する基準については、各学校において定めている懲戒規程などを児童生徒や保護者に周知し、家庭等の理解と協力を得ることが大切です。学校においては、これらの規程等の要件を踏まえ、懲戒を行うかどうかを判断し、適正な指導を行うことが必要です。

懲戒の種類

学校における懲戒は、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりするものです。また、学校の秩序の維持のために行われる場合もあります。懲戒は制裁としての性質を持ちますが、学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的配慮の下に行われるべきものです。

○処分としての懲戒 … 退学、停学、訓告

○法的効果を伴う懲戒 … 退学、停学

- ・児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒として、退学と停学があります。退学は、教育を受ける権利を奪うものであり、停学はその権利を一定期間停止するものであることを十分認識する必要があります。

○事実行為としての懲戒

- ・児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたり、宿題や清掃を課すことや訓告を行うことなどについては、懲戒として一定の効果を期待できますが、これらは児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を伴わないので、事実行為としての懲戒と呼ばれています。

○認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為）

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

体罰と懲戒の違い

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上又は、学校の秩序を維持する上で必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりするものであり、教育上必要な配慮の下に行われるべきものです。しかし、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当します。

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきです。

通常、体罰と判断され则认为られる行為

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

（再掲・P4「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」）



認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると认为られるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

（再掲・P5「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」）

有形力の行使について

児童生徒から教員等に対する暴力行為に、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しません。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たりません。これらの行為については、正当防衛又は正当行為として刑事上又は民事上の責任を免れます。

正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁に押しつけ、制止させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

（再掲・P5「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」）

問題行動を起こした児童生徒が、教員の厳しい指導に対して反抗的な態度をとり、それがエスカレートして暴力行為に及ぶこともあり、その際、教員や児童生徒の安全保持のため「防衛」、「制止」、「危険の回避」など、やむを得ず有形力を行使しなければならない状況になることも考えられます。

暴力行為に及んでいる又は、及ぼうとしている児童生徒に対して、強い口調で指導したり、感情的になって対応したりすることで、児童生徒の暴力行為を一層激しくしてしまう場合もあることから、カウンセリングマインドによる共感的な態度で児童生徒の感情を受け入れながら、児童生徒を落ち着かせるよう対応することが大切です。

※P19「参考 カウンセリングマインド」

P26「参考 アサーショントレーニング」

P38「参考 アンガーマネジメント」参照

体罰を生まない環境

体罰の防止には、教員に体罰に関する正しい認識を徹底させ、誤った考え方を払拭することが必要です。また、教員だけでなく、児童生徒・保護者・地域住民にも誤った考え方を容認することがないよう、体罰についての考え方、学校としての方針について繰り返し、粘り強く説明することで、体罰を許さない、見逃さない、生まない環境づくりを進める必要があります。

○学校における組織的な対応

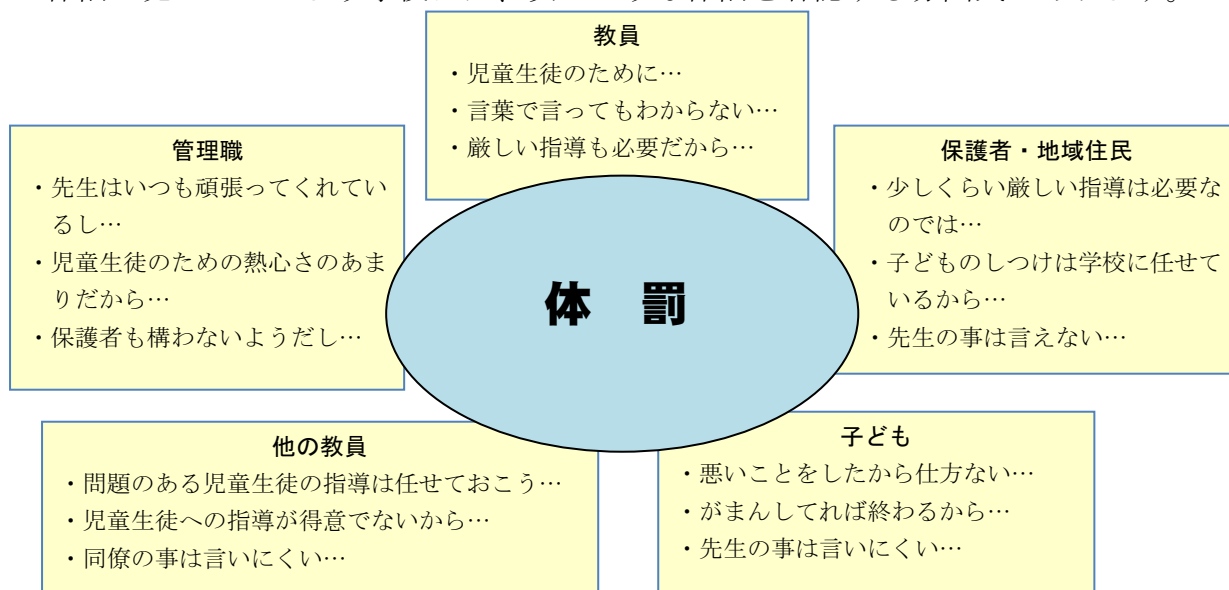
- ・学校として、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、複数の教員で役割を分担したり、指導方針を確認したりするなど組織的な指導体制を構築する。
- ・校長は、体罰の問題を学校経営上の問題としてとらえ、年度初めはもとより、年度途中の校内研修等で、自校の実態に応じた具体的な事例の検証を通して、体罰に関する正しい認識を繰り返し徹底させるとともに、誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、体罰の未然防止に向けた恒常的な取組を学校全体で進める。
- ・教員は、指導に困難を抱えた場合や体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合は、個人で抱え込まず、早急に管理職や他の教員に報告・相談し、迅速な問題解決を促す。

○保護者・地域住民に対する取組

- ・年度初めはもとより、年度途中の説明会や懇談会などのあらゆる機会を活用して学校としての考え方や方針について説明する。
「児童生徒をたたくという行為は教育効果がないだけでなく、反発心を生み、信頼関係を崩し不信感を生んでしまう。」
「体罰による指導では、体罰を受けた児童生徒が『悪いことをしたら後で痛い思いをするから、今後はしないようにしよう。』と考え、問題の本質的な部分を教えることにならない。」
「体罰による指導は、児童生徒に『問題は暴力で解決できる』と誤解させ、力による問題解決を助長し、いじめや暴力行為などの問題行動等につながる可能性がある。」

体罰を容認する環境

体罰が発生してしまう学校には、次のような体罰を容認する雰囲気があります。



体罰を生まない雰囲気づくり・人間関係づくり

「生徒指導は児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わる」といわれているように、児童生徒理解が生徒指導の基盤になります。児童生徒理解を深めるためには、「主観的な理解」から「客観的な理解」へ、さらに「共感的な理解」へと段階を進め、教員と児童生徒の人間関係・信頼関係を確かなものにすることが大切です。

そのため、教育相談の考え方や技術に関する研修を通して生徒指導の力量を高めるとともに、児童生徒や保護者が、教員の人間的な温かみや受容的態度を感じて、学校に関する様々な悩みを相談することができるようにする必要があります。

○児童生徒や保護者からの相談への対応

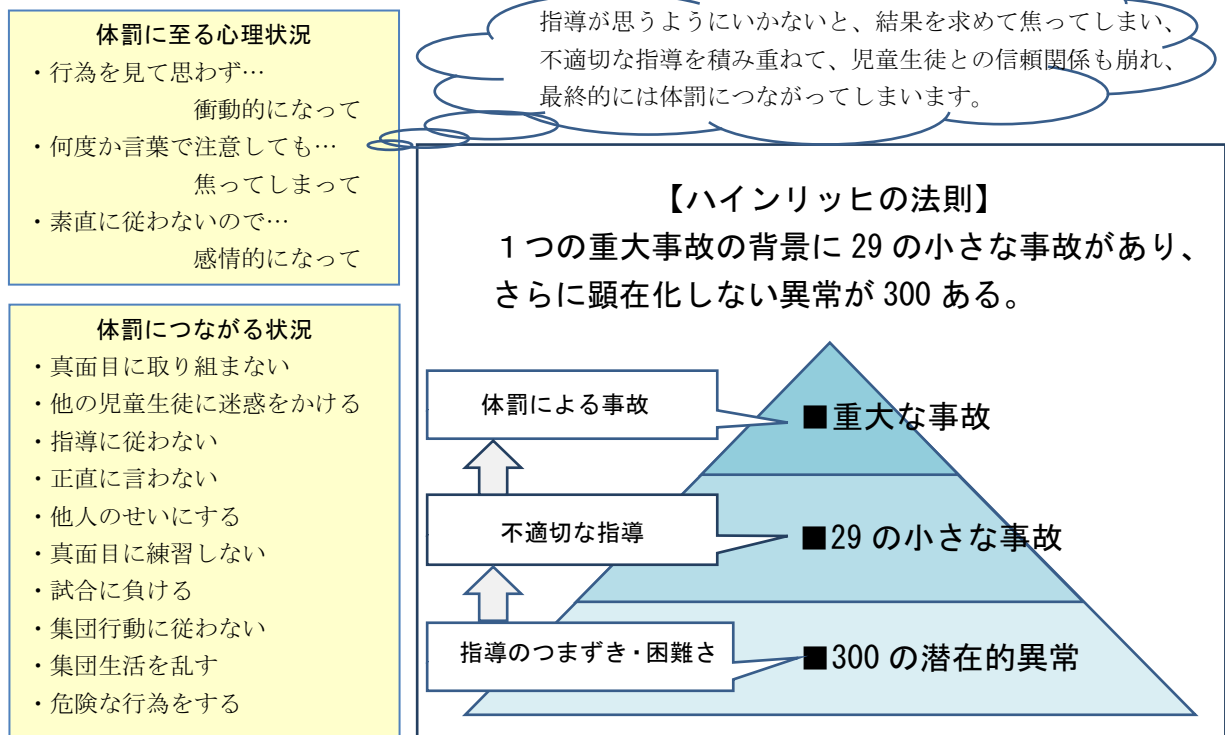
- ・担任や教育相談担当教員だけでなく、全ての教員が相談に対応する体制をつくる。
- ・相談に対しては、迅速、適切に、学校として対応していることを示す。
- ・相談の結果を具体的に示すことで、相談することのよさ、大切さを周知する。
- ・場合によっては、スクールカウンセラーなどの関係機関と連携して対応する。

○児童生徒へのほめ方・叱り方

- ・児童生徒のほめられたい、認められたいという心情を理解し、それに応じてほめる。
(真剣にほめる。他との比較はしない。場所とタイミングに配慮する。)
- ・児童生徒の秩序を乱す行為、危険な行為、他に迷惑をかける行為は、厳しく指導する。
(真剣に叱る。人格を否定することなく、行為そのものを叱る。叱った後は親身にフォローする。)
- ・教員によって、児童生徒によって、違いが生じないように教員間での共通理解を図る。

体罰につながる状況を見逃さない

体罰が発生する前には、指導が上手くいかず、児童生徒との関係が悪化し、不適切な指導が繰り返される状況が見られます。体罰につながる状況を見逃さずに、未然防止に向けた組織的に対応を進める必要があります。



組織的な取組～学習規律の徹底

教育基本法において、「体系的な教育が組織的に行われなければならない」こと、「学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されています。

教育基本法（抄）

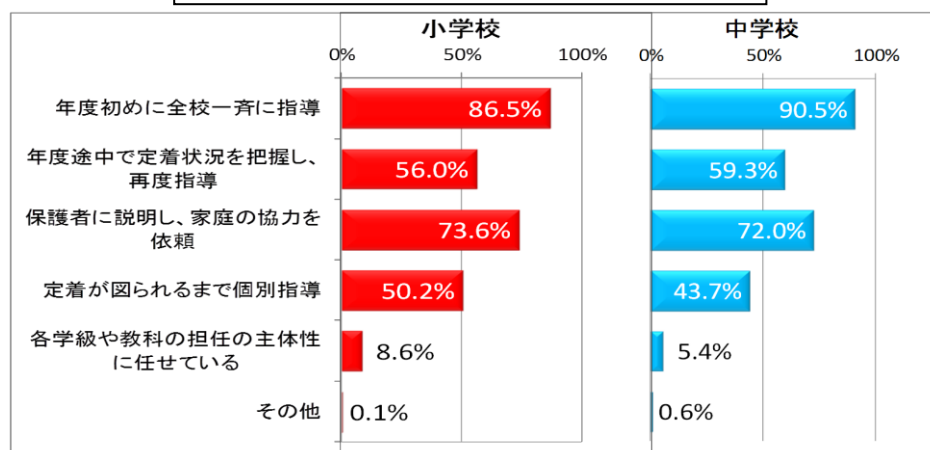
第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

本道においては、学習の基盤として、「学校に持ってきてよい用具」、「授業中に机の上に用意する用具」、「授業の受け方」、「話し方、聞き方」、「グループ学習の仕方」、「ノートのとり方」、「家庭学習の目安の時間」等のきまりが設定されていない学校もいまだに見られます。

きまりが設定されている学校においても、右のグラフにあるように、学習規律の徹底に向けた指導は、年度初めを中心に進められているものの、確実に定着が図られるまで、全校で取り組んだり、繰り返し指導したりするなどの取組は十分ではありません。

学習規律の徹底のためにやっていること



H24 教育活動等に関する追調査(道教委)

児童生徒に学習規律が身に付いていないと、その都度、教員が児童生徒を注意することになり、児童生徒が教員に指導される場面・機会・時間が多くなります。また、指導の効果が見られないことで、教員が感情的になってしまい、適切な指導ができず、教員と児童生徒の関係が悪化し、体罰に至ってしまうことも考えられます。

児童生徒への指導に際しては、指導の成果が確実に表れるよう、個々の教員や学年・教科で、それぞれの方法で行うのではなく、学校全体として共通して取り組むべき必要があるものを明確にし、すべての学年・教科の教員が一貫して行うとともに、年度初めや学期初めだけでなく、成果が得られるまで徹底、継続することが大切です。

第2章

体罰に該当する具体的な事例

(P15～20)

- 体罰を行わないためには、
体罰に関する正しい認識を持つ必要があります。
- 実際に処分を受けた事例を通して、
指導の問題点と未然防止に向けたポイントの
理解に努めることが重要です。
- 体罰には該当しないものの、
不適切な指導についても留意し、
体罰につながらないよう、
気を付けることが大切です。



事例1 (小学校)

加害者 男性教員A (54歳)

被害者 4年生男子児童B

事故の概要

教員Aは、児童Bが普段から周囲の児童をたたいたり、悪口を言ったりするなど、同級生と揉め事が多いことについて、再三指導していた。

1時間目の授業中に、Bが鉛筆や消しゴムを触って遊んでいたため、授業に集中するよう繰り返し注意したが、遊びを止めなかったことに腹を立て、右の拳でBの頭頂部を1回たたいた。

処分の内容 「戒告」

未然防止に向けたポイント

- ・注意に従わない児童を指導するためとはいえ、有形力を行使する必要性はなく、「体罰」に当たると考えられる。
 - ・児童が注意に従わないことに感情的になって対応するのではなく、怒りの気持ちを鎮めて、わかるまで繰り返し注意したり、別の場面で落ち着いて注意したりする。
- ※P38「参考 アンガーマネジメント」参照

事例2 (小学校)

加害者 男性教員C (46歳)

被害者 5年生女子児童D及び男子児童E

事故の概要

教員Cは、授業終了後、担任する学級の教室の前で、音楽室から教室へ戻る際に、他の児童の列を縫うように児童D及び児童Eが走って来るのを見つけ、ぶつかってけがをしてはいけないと思い、両手を広げて制止し、教室内に引き入れた。

Cは、教室内で廊下を走らないなどの生活ルールを守ることについて指導した際、D及びEは、日頃から生活ルールを守らないことが多いことから、罰を与える必要があると考え、右の拳で、D及びEの額をそれぞれ1回ずつたたいた。

処分の内容 「減給1か月」

未然防止に向けたポイント

- ・繰り返しルールを守らない児童を指導するためとはいえ、有形力の行使が必要な緊急性はなく、「体罰」に当たると考えられる。
- ・児童への指導に体罰は効果的であると誤った認識で対応するのではなく、体罰によることなく、児童の生活態度の改善を図るための効果的な方策について学年団で話し合い、学年全体で統一した指導を行う。

事例3 (中学校)

加害者 男性教員F(26歳)

被害者 2年生男子生徒G

事故の概要

教員Fは、担任する学級の教室で、帰りの会の最中にふざける生徒Gに対し、再三指導していた。しかし、指導に対して、Gが目をそらして話を聞こうとしないなど、反抗的な態度で反省の様子が見られないことから、口頭で指導しながら右の拳でGの頭部を1回たたいた。

その際、Gが口答えをしたため、さらに右の拳で頭部を1回たたき、右の平手で左頬を1回たたいたほか、右足の裏で腹部を1回蹴り、Gに頭部打撲によるけがを負わせた。

処分の内容 「減給1か月」

未然防止に向けたポイント

- ・指導を受け入れない生徒を指導するためとはいえ、執拗かつ一方的に有形力を行使し、結果として負傷を負わせたことは「体罰」に当たると考えられる。
- ・生徒が指導に従わないことだけを問題にして対応するのではなく、生徒がどうしてそのような言動をしたのか、その原因を明らかにして解決するための指導を行う。

事例4 (中学校)

加害者 男性教員H(52歳)

被害者 2年生男子生徒I

事故の概要

教員Hは、顧問のバレーボール部において、日頃から積極的な失敗はいいが、弱気なプレーをしないよう指導してきた。しかし、管内の中体連の大会において、試合中に弱気なプレーが随所に見られた生徒Iに対し、試合後、奮起させて強気のプレーを引き出そうと、左右の頬を平手で4、5回たたき、「決勝では思い切ってプレーするように。」「ボールから逃げないように。」と指導した。

処分の内容 「戒告」

未然防止に向けたポイント

- ・学校教育の一環として行われる部活動において、生徒の奮起を促すためとはいえ、有形力を行使し指導したことは、「体罰」に当たると考えられる。
 - ・部活動による成果を性急に求めて対応するのではなく、生徒一人一人の課題を共感的な姿勢で理解し、生徒が自らの力で課題を解決できるよう、指導を計画的に行う。
- ※P19「参考 カウンセリングマインド」参照

事例5（高等学校）

加害者 男性教員J（51歳）

被害者 1年生女子生徒K

事故の概要

教員Jは、3時間目に担任する学級の教室において、学校祭に関するアンケートの回収時に、用紙を教卓に向けて放り投げ、床に散乱させた生徒Kにアンケート用紙を拾うよう、再三、指示した。しかし、Kが指導に従わず、一向に反省する態度が見えないことから、Kに対し、右の平手で左頬を1回たたいた。

また、数ヶ月後の授業中、Kに授業態度を注意した際、反抗的な発言をし、興奮して机を持ち上げ、押しつけようとしたことから、右の平手で左頬を1回たたいた。

処分の内容 「減給1か月」

未然防止に向けたポイント

- ・生徒の態度にも問題があり、生徒が机を押しつけようとしたとはいえ、正当防衛とまではいえず、有形力を行使する必要性はなく、「体罰」に当たると考えられる。
- ・生徒との良好な人間関係を築けないままに対応するのではなく、日頃からの生徒理解に努めるとともに、人間関係が十分築けていない生徒には複数の教員でかかわるなど、体罰が発生しない環境をつくって指導する。

事例6（特別支援学校）

加害者 女性教員L（46歳）

被害者 中学部1年生女子生徒M

事故の概要

教員Lは、2時間目の体育の授業中に、体育館で並んで走る運動をしていた際、生徒Mが逆走を始めたことから、元に戻るよう口頭で2回程指示したが、指示に従わなかったことから、Mを体育館の外の廊下に押し出し、逆走してはいけないことやルールを守ることを口頭で指導した。

その際、Lは、Mが下を向いたまま、無反応であったため、なぜわからないのかという思いに駆られ、Mの頬を右の平手で1回たたいた後、口頭でルールを守らなければならない旨を指導したところ、Mは、泣き出した。

処分の内容 「減給1か月」

未然防止に向けたポイント

- ・特別な支援が必要な生徒に対し、継続的な指導が求められる状況で、必要のない有形力を行使し、精神的苦痛を与えたことは、「体罰」に当たると考えられる。
- ・生徒への指導に効果が見られないことで感情的に対応するのではなく、生徒の困り感や悩みについて共感的に理解し、その改善に向けて計画的に指導する。

事例7 (高等学校)

加害者 男性教員N (50歳)

被害者 2年生男子生徒O及び男子生徒P

事故の概要

教員Nは、自校グラウンドにおいて、顧問をしている野球部の指導中、生徒Oに対し真面目に取り組むよう指導したが、ふてくされた態度をとったことから、感情的になり、右の平手で左側頭部を2回たたいた。

なお、校長は、保護者からの情報により、この体罰の事実を把握したが、Nに対する指導のみにとどめ、道教委やPTA会長に報告しなかった。

また、翌年、Nは、練習試合に生徒を引率した際、集合時間に遅刻した上、ミーティング中に不真面目な態度をとった生徒Pに対し、真剣に取り組まない理由を問いかけたが、ふてくされた態度をとり返事をしなかったことから、「真剣にやれ。」と言って、右の平手で左側側頭部を1回たたいた。

処分の内容 教員N…「減給4か月」 校長…「戒告」

未然防止に向けたポイント

- ・学校教育の一環として行われる部活動において、ふてくされた態度をとった生徒に対し、感情に任せて有形力を行使し指導したことは、「体罰」に当たると考えられる。
 - ・生徒の態度に感情的になって対応するのではなく、自分の感情をコントロールする方法や生徒を落ち着かせる対応方法について研修を重ね、指導者として冷静かつ毅然とした姿勢で指導する。
- ※P38「参考 アンガーマネジメント」参照
- ・管理職は、保護者からの訴えを受け、迅速に事実を確認の上、道教委に報告すべきであるにもかかわらず、報告を怠ったことで、体罰の再発を招いたことは、管理責任を厳しく問われるべきものと考えられる。
 - ・校内で発生した体罰については、体罰を受けた生徒について最優先に考え、事実関係を確認し、適切に対応すべきである。
 - ・体罰を起こした教員に対しても、適正に対処することが本人のためである。

参考 カウンセリングマインド

- ・カウンセリングマインドとは、相手をかけがえのない存在として尊重し、成長している人間として信頼し、多面的、総合的に理解しようとする心構えであり、自身が自らの心を開き、共感的な態度で相手の感情を受け入れながら適切な指導・助言をする態度のことです。
- ・何らかの問題に直面した際にカウンセリングマインドをもって対応することができるよう、「問題」の原因を追及するのではなく、どのように問題を「解決」するか
に焦点を当てた「解決志向アプローチ」などの習得を図り、実際の指導へ活用することが大切です。

※「参考文献等 14・15・16・17・19・20」参照

体罰等に該当しない事例の概要（不適切な指導として訓告等の行政措置を行った事例）

以下の事例において、教員が児童生徒に対して行った懲戒行為は、教員や児童生徒の主観のみでなく、懲戒が行われた場所・時間、懲戒の態様等の諸条件を総合的・客観的に考慮した結果、体罰には当たらないと判断されたものです。（P10「体罰と懲戒の違い」参照。）

しかし、各事例とも、体罰には当たらないものの、懲戒行為、場面に至るまでの指導、その場面での対応が不適切な指導であったと考えられ、文書訓告などの訓戒措置等が適当とされました。

事例1

小学校の教員Aは、授業中、児童Bが他の児童と言い争いをしているのをやめさせようと注意した。Bが言い争いをやめないため、Aは、Bの右上腕部を強くつかんで廊下に連れ出した。廊下につれ出されたBが暴れるため、AはBを廊下の壁際に立たせ、両肩を前から両手で強くつかみ、壁に5～6秒間押しつけた後に指導した。

事例2

中学校の教員Cは、美術部の指導中、指導した手順に従わずに作業を始めた男子生徒Dに対して厳しく注意した。注意されたDが反抗的な態度をとったため、Cは、Dを廊下で指導しようと右手で胸元をつかみ、廊下に連れ出そうとした。廊下に出されるのを嫌がったDが興奮して抵抗したため、Dは胸元を負傷した。

事例3

高等学校の教員Eは、授業中、私語を繰り返す女子生徒Fに対して、再三指導していた。それでも私語を繰り返すFに対し、Eは、Fの私物であるビニール製のペンケースを机に打ち付け、注意喚起を図ろうとしたが、Eが持ち上げたペンケースが手から離れ、椅子に座っていたFの顔に当たり、Fは眉間を負傷した。

体罰につながらないためのポイント

- ・ 不適切な指導が繰り返されるうちに、体罰に至る可能性があることから、そのような状況を招いた原因を分析し、どのような指導を行うべきであったかを考える。
- ・ 指導すべき児童生徒の言動に対しては、温かな人間関係を基盤にしながら、自らの言動の問題点を自覚させるよう、粘り強い指導を行う。
- ・ 特定の教員に特定の児童生徒への指導を任せきりにしたり、指導の状況や経過を他の教員が知らなかったりすることがないように、教員間で情報を共有する。